

議決変更について

議決変更について別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日提出

旭川市議会

議長 福居 秀雄 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 中野 ひろゆき

## 議決変更について

昭和50年3月28日議決を経た議案第59号専決処分事項の指定についての一部を次のように変更し、令和7年4月1日から適用する。

読点として表記する「，」を「、」に改める。



30・4定

議案第 24 号

議決変更について

議決変更について別紙のとおり提出する。

平成30年12月18日

旭川市議会

議長 笠木 かおる 様

提出者 旭川市議会議員

高木 啓 尊	松 田 たくや
品 田 ときえ	上 村 ゆうじ
中 野 ひろゆき	福 居 秀 雄
高 花 詠 子	安 田 佳 正
林 祐 作	中 川 明 雄
木 下 雅 之	塩 尻 伸 司
あなだ 貴 洋	中 村 のりゆき
松 家 哲 宏	室 井 安 雄
松 田 ひろし	宮 本 儔
高 見 一 典	えびな 信 幸
白 鳥 秀 樹	杉 山 允 孝
もんま 節 子	



## 議決変更について

昭和50年3月28日議決を経た議案第59号専決処分事項の指定についての一部を次のように変更する。

次の1項を加える。

- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額（一の契約について複数の議決を経ている場合は、その最後に議決を経た契約金額をいう。）の増額又は減額に係る変更契約であつて、その増減額及び増減額の累計額が当該議決を経た契約金額の10分の1の額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）以内の金額に係るものを締結すること。



議決変更について

昭和50年3月28日議決を経た議案第59号専決処分事項の指定についての一部を次のように変更する。

平成21年3月24日提出

提出者 旭川市議会議員

安	住	太	伸
中	村	徳	幸
室	井	安	雄
安	田	佳	正
白	鳥	秀	樹
笠	木	か	おる
藤	沢	弘	光
小	松		晃
の	と	や	繁
塩	尻	伸	司
武	田	勇	美
蝦	名	信	幸

次の1項を加える。

- 2 市営住宅の家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

議決変更について

昭和50年3月28日議決を経た議案第59号専決処分事項の指定についての一部を次のように変更する。

平成15年12月10日提出

提出者 旭川市議会議員

山城 えり  
鷲塚 紀  
藤沢 弘  
太田 元



塩尻 伸  
須藤 洋  
鎌田 勲



賛成者 旭川市議会議員

中村 徳  
室井 安雄  
久保 あつこ  
安住 太  
能登谷 繁  
安田 佳  
笠木 かおる



石崎 勝久  
園田 洋  
宮本 卓  
佐々木 卓  
岩崎 正則  
中島 哲夫



「30万円」を「100万円」に改める。



専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定による長の専決  
処分事項の指定について、別紙のとおり定める。

昭和50年3月27日提出

旭川市議会

議員	櫻	三郎
〃	大西	正剛
〃	松浦	守
〃	石田	貞男
〃	相馬	和夫
〃	糸川	一之
〃	間宮	保
〃	向江	貞一
〃	赤塚	克効
〃	小柳	勝人
〃	工藤	啓二
〃	佐藤	真
〃	常盤	正栄
〃	片山	鋭尚



## 専決処分事項の指定について

地方自治法第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決することができるものとする。

- 1 法律上、市の義務に属する1件 30万円以下の損害賠償の額を定めること。